

【重要】小児科診察（一般外来）再開のお知らせ

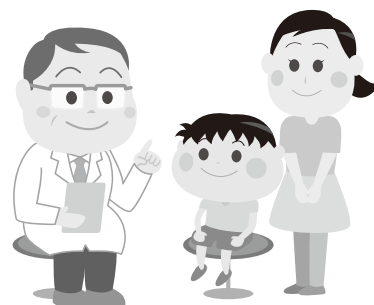
当院の小児科は、本年4月1日より、一時的に小児科の診療を予約外来（すでに予約が入っている患者さん）のみの診療としておりましたが、一般外来の診療再開時期が以下のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

この度の当院における小児科の診療体制の変更につきましては、患者さん並びに地域の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 再開日 令和2年4月6日（月）～
- 受付時間 8:30～11:00まで
- 休診日 土曜日、日曜日、祝日

問 常陸大宮済生会病院 ☎52-5151



台風第19号により住家が被災した国民健康保険の被保険者の一部負担金・介護サービス利用者の利用料の免除について（令和2年9月30日まで延長）

令和元年東日本台風（台風第19号）の被害による住家の損害程度が、下記【要件】を満たす方は、以下①、②の免除が受けられます。

①国民健康保険の一部負担金の免除

国民健康保険に加入している方は、保険医療機関等で支払う一部負担金が免除になります。一部負担金の免除を受ける場合は、保険医療機関等の窓口にて「国民健康保険一部負担金免除証明書」を提示してください。

②介護サービス利用料の免除

介護サービスを利用されている方は、介護保険施設等で支払う利用料が免除になります。利用料の免除を受ける場合は、介護保険施設等の窓口にて「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」をご提示ください。

【要件】

●一部負担金・利用料が免除になる住家の損害程度

り災証明書に記載されている住家の損害程度：全壊、大規模半壊、半壊

●一部負担金・利用料の免除期間

令和元年10月12日から令和2年9月30日まで

【一部負担金の還付（国民健康保険）】

免除要件を満たす方であって、既に国民健康保険の一部負担金の支払いを済ませている場合は、申請することにより一部負担金の還付を受けることができます。

○還付申請に必要なもの

- ・保険医療機関等で支払った領収書または支払った金額を確認できる書類
- ・住家の被害に係るり災証明書
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・口座番号の分かるもの（通帳等）

なお、「国民健康保険一部負担金免除証明書」・「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」については、免除に該当する方あてに3月中にお送りしておりますが、まだ届いていない場合は下記お問合せ先までご連絡ください。

※令和2年3月31日までは保険医療機関・介護保険施設等の窓口での申告により免除になりましたが、4月1日以降は免除証明書等の提示が必要になりますのでご注意ください。

※住家の損害がない方でも、台風第19号の災害により主たる生計維持者が失職し現在収入がない方等は免除の対象になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線164
長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線172